

済生会福島総合病院《施設警備業務・事務日直宿直業務・電話交換業務委託委託》条件付 一般競争入札実施要領の運用方針

1 第3条関係

平成29年7月1日から一部改正施行された、済生会経理規程第68条第1項第1号の規定では、委託業務については、予定価格が3,000万円以下のものは随意契約にすることができるようになったが、対外的な透明性確保の観点から、当面は、従来どおり本実施要領の対象業務は「原則として予定価格が100万円を超えるもの」として運用する。

2 第4条関係

第1項各号は、条件付一般競争入札に参加するための基本的な条件である。

第2項は、第1項以外に、必要に応じ付すことができる条件である。入札参加者は、原則として福島県内に本店、支店又は営業所を有することを条件とすべきであるが、対象業務の中には特殊な業務で入札参加者数が限られるものも想定され、当該条件を付すと逆に入札業務に支障がでる場合も考えられることから、対象業務によっては当該要件を付さないこともできることとしたものである。

第2項第5号の「その他必要な事項」とは、例えば「対象業務に常時従事させることができる従業員をどの程度確保しているか。」等である。対象業務には、法律等で認定を受けていなければ受託できない業務もあるので、これらの規制もクリアできているか確認する必要がある場合など必要に応じて付す条件である。

3 第6条関係

入札公告の方法は、「ホームページ及び掲示板等」に掲示する方法によることとしているが、広告文を綴じたファイルを当院にて閲覧に供する対応も行う旨入札公告文に記載する。

4 第7条関係

- (1) 設計図書等の周知は、第6条の入札の公告と同様に「ホームページ及び掲示板等」に掲示する方法によることとしているが、設計図書等を当院にて閲覧に供する対応も行う旨入札公告文に記載する。
- (2) 入札心得は「済生会福島総合病院《物品購入等》競争入札心得」による。
- (3) 質問受付期間を設定しているのは、回答をホームページに掲載するための期間を考慮したためであるが、受付期間を過ぎてから質問があった場合でも、入札事務に支障がない限り直接回答するなど丁寧に対応する。

5 第17条関係

くじは、落札候補者である最低価格又は第2順位の価格の入札参加者が複数ある場合に、入札心得に定めるくじにより落札候補者を決定する。